

2026年9月

大規模災害による被災世帯の
在学生の皆様へ

南山大学

大規模災害に伴う特例措置について

南山大学では、以下の大規模災害により被災した世帯の在学生に対する経済的支援として、下記の通り学生納入金の減免措置を講じることとします。あらたに減免措置を希望される場合は、南山大学学生課へご連絡ください。

措置の対象となる災害

- ・令和6年能登半島地震（2024年1月発生）
 - ・令和8年熊本地震（2026年7月発生）
- ※措置の対象となる災害は、2026年9月時点のものです。

被災の程度による学生納入金の減免基準

被災状況	学生納入金（授業料・施設設備費／教育充実費等）
家屋の全壊・全焼 保証人（生計維持者）の死亡等	全額免除
家屋の半壊・半焼等	半額免除
家屋の一部損壊等	状況に応じた免除措置

学生納入金にかかる減免措置は、標準修業年限（1年次入学の学部生は最長4年間）を上限として継続して受けることができます。

以上

【問い合わせ窓口】

学生課

Phone：052-832-3118

E-mail：kousei-kakari@nanzan-u.ac.jp